

浄化槽清掃業許可の申請の手引き

「浄化槽法」第35条第1項により、浄化槽清掃を営もうとするかたは、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければなりません。

以下のとおり申請してください。

1. 必要書類

①浄化槽清掃業許可申請書（別記様式第9号）

②事業者概要及び年間事業計画（別紙1）

③事業の用に供する施設の概要（別紙2）

④自動車検査証（車検証）の写し

注）全車両分の添付が必要となります

⑤ [法人の場合] 登記簿の謄本（申請日前3ヶ月以内に発行されたもの）
[個人の場合] 住民票の写し（申請日前3ヶ月以内に発行されたもの）

⑥誓約書（別紙3）

⑦経歴書（別紙4）

⑧浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能を有することを証するもの

例）浄化槽管理士免状（写し）、浄化槽清掃技術者講習会終了証書（写し）など

⑨ [法人の場合]

直前3年の各事業年度の納付すべき額及び納税済額を証する書類

・以下の税について納税証明書などの書類が必要

〔 国：法人税、消費税及び地方消費税（税務署）
道：法人事業税、法人道民税（道税事務所） 〕

（注）許可を更新する場合は2年分

[個人の場合]

直前3年の所得税額の納付すべき額及び納税済を証する書類

・以下の税について納税証明書などの書類が必要

〔 国：所得税（税務署） 〕

（注）許可を更新する場合は2年分

⑩同意書（別紙5）

⑪その他必要と認める書類及び図面

・事業内容によって市民生活課環境衛生係と協議の上、提出する。

2. 申請手数料

浄化槽清掃業許可申請手数料 20,000円

3. 許可の更新についての留意事項

許可の有効期限は、2年間となっております。許可を更新する場合は、許可の有効期限の3ヶ月前から2週間前までに申請してください。

4. 許可後の申請・届出

●再交付

許可書を紛失又は棄損した場合は、下記により再交付を受けてください。

- ・再交付申請書（別記様式第13号）
- ・申請手数料2,000円

●廃止・変更の届出

法37条により、事業の全部又は一部を廃止したとき又は住所その他環境省令で定める事項*を変更したときは、廃止又は変更の日から30日以内に下記を提出してください。

- ・浄化槽清掃業廃止・変更届出書（別記様式第16号）
- ・関係書類（登記簿謄本、車検証写し・浄化槽管理士免状写し等
※内容により市民生活課環境衛生係と協議）

※【環境省令で定める事項】

- ・氏名又は名称
- ・住所
- ・法人の代表者氏名
- ・営業所の所在地
- ・事業の用に供する施設の概要
- ・添付書類の記載事項

●欠格要件に係る届出

法第36条第2号に規定する欠格要件（「誓約書（別紙3）」記載）のいずれかに該当するに至った日から30日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書（任意様式）を提出してください。

- ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・許可の年月日及び許可番号
- ・当該欠格要件のうち該当するに至ったもの及び該当するに至った具体的事由
- ・当該欠格要件に該当するに至った年月日

●その他変更の届出

法第38条に該当する次の事項に至った日から30日以内に、届出書（任意様式）を提出してください。

- ・浄化槽清掃業者が死亡した場合、その相続人

- ・ 法人が合併により消滅した場合、その役員であつた者
- ・ 法人が破産手続開始の決定により解散した場合、その破産管財人
- ・ 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合、その清算人
- ・ 浄化槽清掃業を廃止した場合、浄化槽清掃業者であつた個人又は浄化槽清掃業者であつた法人の役員

■ 申請先・問合先 ■

深川市 市民福祉部市民生活課環境衛生係（市役所 1 階 7 番窓口）

〒074-8650 深川市 2 条 1 7 番 1 7 号

TEL: (0164) 26-2444 FAX: (0164) 22-8134

Email : kankyo@city.fukagawa.lg.jp